

令和3年3月8日

本学学生 各位

留学生・国際交流センター事務室

学生の海外渡航・一時帰国について

現在、「新型コロナウイルス感染症対策のための宇都宮大学の対応方針」ステージ1以上の場合、海外渡航については「原則、外務省の感染症危険レベルに準ずる」としています。

したがって、危険情報（感染症危険情報）「レベル2」以上の国・地域については、引き続き渡航の自粛を強く要請します。「レベル1」の国・地域についても、引き続き、原則として自粛を要請します。

詳細について、改めて以下のとおりお知らせします。海外渡航・一時帰国を検討している場合は、内容をよく確認し、指導教員に相談するとともに、不明な点がある場合は、必ず事前に留学生・国際交流センター事務室へご相談ください。

1. 外国人留学生在母国（国籍国）に一時帰国する場合

危険情報（感染症危険情報）「レベル2」以上の国・地域については、引き続き渡航の自粛を強く要請します。「レベル1」の国・地域についても、原則として自粛を要請します。

やむを得ない事情（例：近い親族（原則として二親等以内）の危篤等）により、一時帰国が必要な場合は、必ず事前に指導教員と相談の上、所属学部・研究科を通じて学長に報告し、渡航の可否の判断を受けてください。

渡航可と判断された場合は、速やかに①外国人留学生一時出国（帰国）届、②パスポートの写し及び③在留カードの写しを、留学生・国際交流センター事務室に提出してください。

（なお、日本国外から、在留期限の更新を行うことはできません。出国中に在留期限が切れた場合、再度留学ビザを取り直す必要があります。この場合、新規入国扱いとなり、在留期限内の再入国より厳しい制限・条件が課されます。注意してください。）

2. 1以外の場合（日本人学生が海外渡航する場合 等）

危険情報（感染症危険情報）「レベル2」以上の国・地域については、引き続き渡航の自粛を強く要請します。私事渡航・休学中の渡航も含め、全ての海外渡航について、大学として認めることはできません。また、海外渡航を理由とする休学も認めることはできませんので、注意してください。「レベル1」の国・地域についても、原則として自粛を要請します。

やむを得ない事情（例：近しい親族（原則として二親等以内）の危篤等等）により渡航が必要な場合は、必ず事前に指導教員と相談の上、所属学部・研究科を通じて学長に報告し、渡航の可否の判断を受けてください。

渡航可と判断された場合は、速やかに①海外渡航届及び②パスポートの写しを留学生・国際交流センター事務室に提出してください。また、渡航前に必ず海外旅行保険に加入してください。

【本件問い合わせ先】

留学生・国際交流センター事務室

TEL：028-649-8166